

令和7年度(令和6年分)町民税 県民税 申告書の書き方

A 所得金額

- 営業等**……卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信業、その他の収益事業、鉱業、サービス業（旅館業、クリーニング業、染物業、写真業、理髪業、美容業、浴場業等）などの営業から生ずる所得です。
- 農業**……米、麦、野菜、花、果樹、まゆなどの栽培若しくは生産又は農家が兼営する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵又は酪農品の生産などの事業から生ずる所得です。
- 不動産**……建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け（地上権や永小作権の設定その他他人に不動産を使用させることを含む。）から生ずる所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）です。
- 利子**……公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得です。（源泉分離課税を選択した利子は除く。）
- 配当**……株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配などです。
- 給与**……俸給、給与賃金、歳費、賞与などの所得です。源泉徴収票を添付してください。

○給与所得の速算表 (B=A÷4 (千円未満切捨))

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000 ～ 1,799,999円	B×2.4+100,000円
551,000 ～ 1,618,999円	(A)-550,000円	1,800,000 ～ 3,599,999円	B×2.8-80,000円
1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000 ～ 6,599,999円	B×3.2-440,000円
1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000 ～ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	A-1,950,000円
1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000円		

- ※各欄の
- 「所得の生ずる場所」…所得の生ずる住所（所在地）氏名（名称）を書いてください。
 - 「収入金額」………手取額ではなく必要経費（諸雑費源泉徴収税額）等を差し引く前の金額を書いてください。
 - 「必要経費」………収入をあげるために支払った経費の合計額（修繕費、仕入、固定資産税、利子、保険料、償却費など）を書いてください。

○所得金額調整控除

- 給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得から控除されます。
 - ア 本人が特別障害者に該当する。
 - イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。
- 給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方あり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

雑………利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡及び一時のいずれにも該当しない所得です。源泉徴収票等を添付してください。

○公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和三十 五年一 月二日 以降に 生まれ た人	～ 1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	1,300,000 ～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000 ～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000 ～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
昭和三十 五年一 月一日 以前に 生まれ た人	～ 3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	3,300,000 ～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000 ～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000 ～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

総合譲渡……土地・建物等以外の機械、自動車、土砂等を他人に譲った場合に生ずる所得です。（売買契約書等必要書類を見せていただきます。）

一時……懸賞の賞金品、福引の当選金品、競輪、競馬の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金などの所得です。

事業専従者控除……事業専従者控除をされる方は事業専従者の氏名、控除額を書いてください。

○事業専従者とは…生計を一にしている配偶者や15才以上の親族で一年を通じて6ヶ月を超える期間事業に従事した期間がある方で、扶養控除と事業専従者控除のいずれか有利な方で申告できます。

その場合は次の計算で事業専従者1人につき①と②のどちらか低い方の金額が収入金額から控除されます。

① 500,000円(配偶者は860,000円)

② (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)

分離課税……土地・建物や株式等を他人に譲った場合に生ずる所得です。(分離課税等用の申告書が必要です。)

◎同じ種類の所得が数多くある場合は合計額を書き、別に所得の内訳をつけてください。

B 所得から差し引かれる金額

- 雑損控除** ……あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で前年中の合計所得金額が48万円以下の人が災害、盗難などで損害を受けた場合に書いてください。
{差引損失額－(総所得金額等の金額)×10%}と{差引損失額のうち災害関連支出の金額－50,000円}とのいずれか多い金額。
◎ この控除を受ける場合には警察などの証明書を添付又は提示してください。
- 医療費控除** ……あなたやあなたと生計を一にする配偶者又は親族のために一定の金額以上の医療費等を支払った場合に書いてください。次の①医療費控除又は②医療費控除の特例のいずれかを選択することができます。
①医療費控除…{(支払った医療費の額－保険金等で補填される金額)－(100,000円又は総所得金額等の金額×5%のいずれか少ない金額)}で最高200万円
◎ この控除を受ける場合には、医療費控除の明細書が必要です。
②医療費控除の特例…{(特定一般用医薬品等の購入額－保険金等で補填される金額)－12,000円}で最高88,000円
◎ この控除を受ける場合には、申告書「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
また、セルフメディケーション税制の明細書並びに健康の保持推進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。
- 社会保険料控除** ……あなたやあなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの社会保険料で、あなたが支払った保険料がある場合に書いてください。
◎ この控除を受ける場合には証明書を添付又は提示してください。
- 小規模企業共済等掛金控除** ……あなたが小規模企業共済事業団に支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定の掛金と確定拠出年金法第3条第3項第7号の2又は第55条第2項第4号に規定の掛金と心身障害者扶養共済掛金の合計額を書いてください。
◎ この控除を受ける場合には証明書を添付又は提示してください。
- 生命保険料控除** ……受取人があなたや、あなたの配偶者、その他の親族になっている保険契約等のうち、前年中にあなたが支払った①一般生命保険料②介護医療保険料③個人年金保険料について、それぞれ次の計算表の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)。
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約(平成24年1月1日以後に締結された保険契約等)と旧契約(平成23年12月31日以前に締結された保険契約等)の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は適用限度額は35,000円です。

控除額の計算表

	支払った保険料	控除額
新契約	12,000円以下	支払った保険料の全額(A)
	12,000円超32,000円以下	$A \times \frac{1}{2} + 6,000$ 円
	32,000円超56,000円以下	$A \times \frac{1}{4} + 14,000$ 円
	56,000円超	28,000円
旧契約	15,000円以下	支払った保険料の全額(B)
	15,000円超40,000円以下	$B \times \frac{1}{2} + 7,500$ 円
	40,000円超70,000円以下	$B \times \frac{1}{4} + 17,500$ 円
	70,000円超	35,000円

- ◎ この控除を受ける場合には証明書を添付又は提示してください。

- 地震保険料控除** ……あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している家屋等を保険の目的とする損害保険契約等に係る地震等損害部分に基づいて前年中にあなたが支払った保険金や掛金。

控除額の計算表

支払った保険料	控除額
旧長期損害保険料(平成18年12月31日契約まで)①	
5,000円以下	支払った保険料の全額(A)
5,000円超15,000円以下	$A \times \frac{1}{2} + 2,500$ 円
15,000円超	10,000円
地震保険料②	
50,000円以下	支払った保険料× $\frac{1}{2}$
50,000円超	25,000円
控除限度額(①+②)は25,000円	

- ◎ この控除を受ける場合には証明書などを添付又は提示してください。

- 配偶者控除** ……あなたが控除対象配偶者(他の納税義務者の扶養親族とされる者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く)を有し、合計所得金額が1,000万円以下である場合、次の表により控除額を求めます。

単位 円

	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般配偶者	330,000	220,000	110,000
老人配偶者	380,000	260,000	130,000

- 配偶者特別控除** ……あなたが控除対象配偶者に該当しない生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族とされる者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く)を有し、合計所得金額が1,000万円以下である場合、次の表により控除額を求めます。

単位 円

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000
1,330,001～	0	0	0

(裏面へつづく)

扶養控除……一般扶養親族（扶養親族のうち平成21年1月1日以前出生の方）1人につき33万円、ただし、特定扶養親族（扶養親族のうち平成14年1月2日以降平成18年1月1日以前出生の方）1人につき45万円、老人扶養親族（扶養親族のうち昭和30年1月1日以前出生の方）1人につき38万円、同居老親等扶養親族1人につき45万円。国外居住親族については、留学生や障害者、送金関係書類で前年において38万円以上の送金等が確認できる者を除く年齢30歳以上70歳未満の者は、扶養控除等の対象外となります。

障害者控除……控除額は1人につき26万円（特別障害者については30万円）
また、あなたの同一生計配偶者や扶養親族が同居特別障害者である場合の障害者控除の額は53万円となります。
◎ この控除を受ける場合には障害者手帳等の提示をお願いします。

寡婦控除……控除額26万円
あなたが夫と死別、離別又は夫が生死不明であって、あなたに扶養親族がある場合、又は、夫と死別又は夫が生死不明で合計所得金額が500万円以下の場合。

ひとり親控除……控除額30万円
あなたが婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（合計所得金額48万円以下）を有する単身で、かつ合計所得金額が500万円以下の場合。

勤労学生控除……控除額26万円
あなたが大学等に通う学生で、合計所得金額が75万円以下（給与収入に直すと130万円以下）であり、かつ自己の勤労によらない各種所得の合計額が10万円以下の場合、学校名を書いてください。
◎ この控除を受ける場合には学生証等の提示をお願いします。

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

C 税金から差し引かれる金額（税額控除）

配当控除……あなたに「配当所得」があるときは、別紙申告書の配当欄の所得額を次のように区分してそれぞれについて計算した金額の合計額を控除します。 ◎配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

種 類	課税所得金額		1,000万円超の部分		区 分	町 民 税	県 民 税
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	町民税	県民税			
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額	3/5	2/5
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%			
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%			

寄附金控除……地方公共団体、地方公共団体が指定した団体、住所地の県共同募金会及び日本赤十字社県支部に支払った寄附金。

控除額①と②の合計額

①（「寄附金額」－2千円）×10%

②（「寄附金額」－2千円）×（90%－所得税の限界税率×1.021）… 特例控除

※ ただし、②については、所得割額の20%が限度となります。

①の場合において、控除対象となる金額（「寄附金」－2千円）は総所得金額等の30%が上限となります。

ふるさと寄附金（納税）に係るワンストップ特例制度は、町民税・県民税申告を行う方には適用されません。

住宅借入金等特別税額控除……住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり控除しきれなくなった方は、住民税から控除する措置がとられます。（平成21年から令和7年12月31日までに入居した場合に限る。）

D 事業税に関する事項

「事業専従者に関する事項」欄——町民税・県民税で配偶者控除や扶養控除の対象とした人を、事業税では事業専従者とする場合に書く欄です。

「事業税の非課税所得」欄——事業所得のうち、事業税が課税されない所得（新聞業、新聞の送達事業、新聞の広告の仲次業、学術用図書、学習用図書の出版業、教科書の販売業、林業、鉱物の採掘業などから生ずる所得および社会保険診療報酬の所得）がある場合は、その所得金額（事業専従者控除（給与）額を差し引く前の金額）を書く欄です。

「事業用資産の譲渡損失など」欄——事業税で控除できる事業用資産の譲渡損失や被災事業用資産の損失がある場合に、これらの資産の種類や損失額を書く欄です。

「前年中の開（廃）業」欄——事業を開始し、または廃止した方は、その月日を記載してください。

◎ 不動産所得のうち、船舶、航空機、遊技場、集会場などの貸付業から生じた所得がある場合は、その種目とその所得金額（事業専従者控除（給与）額を差し引く前の金額）を適宜の用紙に書いて添付してください。

◎ 事業所や事務所が他の都道府県にある場合は、下部の口に✓をするとともに、その所在地と月末ごとの従業員の数を事業所や事務所ごとに適宜の用紙に書いて添付してください。

令和7年度(令和6年分)町民税 県民税 の申告についての注意点

別紙申告書は令和7年度分の町民税および県民税の課税の資料となるものですから、次のことがらをよくお読みになって申告期限（3月17日）までに必ずご提出ください。なお、記入のしかた、その他のことでおわかりにならないときは、ご遠慮なく税務課にお尋ねください。

1 申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、大口町に住所のある人。ただし、下記の「申告をする必要のない人」を除きます。

2 申告をする必要のない人

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人。
 - ② 令和6年の収入が給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が提出された人。
 - ③ 令和6年の収入が公的年金等に係る収入のみの人。（各種の控除を受ける場合を除く。）
 - ④ 下記「4 課税されない人②均等割がかからない人」に該当する人。
- ※ 申告する必要のない人でも、所得証明書の交付、国民健康保険税の算定、公営住宅の入居等において申告が必要な場合もあります。所得がない方で申告される場合は、裏面の「所得のなかった人に関する事項」について、記入をお願いします。

3 町民税・県民税・森林環境税の算出方法

町民税・県民税の税額は、すべて町で計算します。

- ① 税金の内容……町民税県民税いずれも均等割と所得割の合計額です。
- ② 均等割……町民税年3,000円、県民税年1,500円（うち500円はあいち森と緑づくり税）で合せて4,500円の定額です。
- ③ 所得割……町民税、県民税とも前年中の所得に応じて次の算式で計算されます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額} \\ \text{山林所得金額} \\ \text{退職所得金額} \\ \text{分離課税の譲渡所得金額} \end{array} - \text{所得控除} \right) \times \begin{array}{l} \text{税} \\ \text{率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{税} \\ \text{額} \\ \text{控} \\ \text{除} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所} \\ \text{得} \\ \text{割} \\ \text{額} \end{array}$$

- ④ 税率……次の表に示すとおりです。

税の区分	町民税	県民税
税率	6%	4%

- ⑤ 森林環境税……年1,000円です。森林環境税は令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、均等割と併せて課税されます。

4 課税されない人

- ① 均等割も所得割もかからない人
(ア)生活保護法によって生活扶助を受けている人。
(イ)障害者、未成年、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下(給与収入に直すと204万4,000円未満)であった人。
- ② 均等割がかからない人
前年の合計所得金額が、28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに16万8,000円を加算した金額)に10万円を加えた金額以下の人。
- ③ 所得割がかからない人
前年の総所得金額等が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額)に10万円を加えた金額以下の人。
- ④ 森林環境税がかからない人
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第1条の規定に基づきます。

※税法の改正により内容の一部が変更される場合があります。